

排水水の測定・記録・保存義務について

水質汚濁防止法の改正（平成23年4月1日施行）に伴い、特定事業場における排水水の測定・記録・保存義務の内容が詳細に定められるとともに、義務に違反した場合の罰則が設けられました。

自主測定対象事業者

水質汚濁防止法に定める特定施設を設置し、排水基準の適用を受ける事業者

- ① 有害物質を排水口から排出する又は排出するおそれがある事業者
- ② 1日の平均排出水量が50m³以上（上乘せ排水基準が設定されている水域については、下表の排出水量を適用）である事業者

該当水域	1日の平均排出水量
川内川水域（鶴田ダムから下流）、米之津川水域	50m ³ 以上
川内川水域（鶴田ダムから上流）、鹿児島市内水域、大淀川水域 志布志湾流入水域、万之瀬川水域、鹿児島湾水域	30m ³ 以上

改正の概要

	改正前	改正後
測定項目	排水基準が定められた項目	排水基準に定められた項目のうち、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書の別紙4「排水水の汚染状態」欄中に記載された項目（下記 別紙4記入例参照）
測定頻度	規定なし	年1回以上（※1）
測定時期	規定なし	排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期・時刻
記録の保存	水質測定記録表（規則様式第8号）に記録	施行規則様式第8号による水質測定記録表に計量証明書等を添付し、3年間保存（裏面 規則様式第8号記入例参照）

※ 温泉を利用する旅館業に属する事業場にあつては、一部項目（砒素、ほう素、ふっ素、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量）については3年に1回以上

【罰則の創設】

排水水の自主測定の未実施、結果の未記録、虚偽の記録に対しては30万円以下の罰金

測定項目（詳細）

測定が必要な項目は、排水基準が定められている項目のうち、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書の「排水水の汚染状態」の欄に記載された項目
※特定事業場の設置時期によっては旧様式で届出が行われている場合があります

※ 旧様式により届出されている場合、排水基準が定められている項目のうち、特定施設設置（使用、変更）届出書の排水水の汚染状態及び量の表の水質の欄に値が記載されている項目が測定項目です。

※ R7.4.1から検査項目「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改正になりましたので、御留意ください。

[施行規則様式第1]

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

別紙4

排水水の汚染状態及び量

工事又は事業場における施設番号		通常		最大	
排水水の汚染状態	種類・項目				
	(例) pH BOD COD SS 大腸菌数 その他(有害物質)				
	排水水の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大
	その他参考となるべき事項				

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること

水質測定記録表（自主測定記録の様式・3年間保存）

規則様式第8

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

備考 1 測定を事業者自らが行う場合は試料採取記録、結果計算表、測定野帳チャート類等、外部に委託する場合は計量証明書等を添付すること。
（計量証明書を添付して保管する場合には、採水者、分析者及び測定項目の欄の記載を省略できます。）

2 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

3 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

窓口一覧

事業場所在地	相談窓口	相談窓口の所在地 及び電話番号
市町村名		
鹿児島市	鹿児島市環境局環境部 環境保全課	鹿児島市山下町11-1 Tel 099-216-1297
三島村、十島村、日置市、 いちき串木野市	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課 衛生・環境係	日置市伊集院町下谷口 1960-1 Tel 099-273-2332
指宿市、枕崎市、南さつま市、 南九州市	南薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課 環境係	南さつま市加世田村原2丁目 1-1 Tel 0993-53-2317
薩摩川内市、さつま町、阿久根市、 出水市、長島町	北薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課 環境係	薩摩川内市隈之城町228-1 Tel 0996-23-3167
伊佐市、霧島市、始良市、 湧水町	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課 環境係	霧島市隼人町松永3320-16 Tel 0995-44-7959
曾於市、志布志市、大崎町、 鹿屋市、垂水市、東串良町、 錦江町、南大隅町、肝付町	大隅地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課 環境係	鹿屋市打馬二丁目16-6 Tel 0994-52-2112
西之表市、中種子町、南種子町	熊毛支庁 保健福祉環境部 健康企画課 衛生・環境係	西之表市西之表7590 Tel 0997-22-0032
奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、 龍郷町、喜界町	大島支庁 保健福祉環境部 衛生・環境室 環境係	奄美市名瀬永田町17-3 Tel 0997-52-5411
屋久島町、徳之島町、天城町、 伊仙町、和泊町、知名町、与論町	鹿児島県庁 環境林務部環境保全課 水質係	鹿児島市鴨池新町10-1 Tel 099-286-2629